

年齢階級	男	女	平均	年齢階級	男	女	平均
三—四〇歳	二四	三九	三二	六—七〇歳	二三	九	一六
四—五〇歳	二九	一九	二五	七一歳以上	二二	一五	一七
五—六〇歳	一五	一四	一五		二九	二三	二六

備考 一、本表は昭和十一年中の事實を越ヶ谷町在住の順正會員に付き調査せるものである。
二、齒科診療を含まず。

(二) 都會地居住者の醫療費

(1) 俸給生活者の醫療費

俸給生活者の醫療費調査は(一)昭和六年より毎年内閣統計局に於て繼續調査中の家計調査の結果、(二)大正十年六月より一ヶ年間の事實に付協調會の調査せる結果、(三)警察共濟組合(家族を含まず)の實績等を擧ぐる事を得。其の結果に依れば、(一)の調査に於て昭和六年以降五ヶ年間平均一人當一〇・八七、一世帶當四一・三一、(二)の調査に於ては一人當九・七七、一世帶四一・五二、(三)の調査に於ては一人當一〇・六四にして俸給生活者の醫療費は一世帶大約四十圓程度となつてゐる。
猶ほ埼玉縣應員共濟組合の成績に依れば一人當一年の醫療費は二・六六、社會事業協會共濟部の成績に依れば一人當一年五・四一となつてゐる。

(a) 家計調査(内閣統計局)の結果

月 收 別	世 帶 數	世 帶 人 員	一 世 帶 人 員	家 計		醫 療		醫 療 費 ノ 家 計 費 對 スル 割 合
				一 世 帶 當	一 人 當	一 世 帶 當	一 人 當	
六〇圓未満	三七	一三四人	六・六三	六四三・〇三	一七・五五	一五・三四	四・三三	二四・四
七〇圓未満	三四	七九	三・四八	七三七・三九	二二・〇三	三〇・九三	八・八九	四・二
八〇圓未満	四三	一五〇	三・七一	八二五・五六	三三・四三	三一・六三	八・五三	三・八
九〇圓未満	五三	一、八四九	三・六八	九七二・三四	三四・九〇	三五・五七	九・六六	三・九
一〇〇圓未満	五七	二、〇三三	三・九九	一、〇〇六・一五	三五・一六	三九・三〇	九・八二	三・九
一〇〇圓以上	一、〇九五	四、三三三	三・八七	一、三九六・二	三五・三四	五二・六五	一三・三五	四・三
計	二、七八八	一〇、五九〇	三・八〇	一、〇一〇・一六	二六・八・五八	四一・三二	一〇・八七	四・〇

本調査は自昭和六年九月至昭和十一年八月五ヶ年間の實績にして、其の調査人員は官吏九八六世帶三、八三七人、銀行會社員一、四三九世帶五、四四七人、教職員三六三世帶一、三〇六人、計二、七八八世帶一〇、五九〇人にして、一世帶當四一・三一、一人當一〇・八七となつてゐる。

右に依れば収入階級の進むに従ひ一世帶當醫療費は増加してゐる。即ち月收「六〇圓未満」のものは一五・二四、「七〇圓未満」のものは三〇・九三、「九〇圓未満」のものは三五・五七、「一〇〇圓以上」は五一・六五となつてゐる。次に生計費に對する割合を見れば収入額別により區々たるも月收「六〇圓未満」のもの約二%なるの外他は總べて約四%にして農家と大體同一である。

之を官吏、教職員、銀行會社員の別に觀察すれば、教職員一世帶當四四・六三(一人當一二・四一)最も高

く、銀行會社員四一・七五（一人當一・〇三）官吏三九・四三（一人當一〇・一三）の順である。次に一世帶當醫療費を収入別に見れば、官吏は「六十圓未満」のもの二〇・三八を最低とし、収入額の増すに従つて醫療費も増加し「一〇〇圓以上」のもの四七・八四を最高とし、教職員は「六十圓未満」のもの八・七六を最低とし、「二〇〇圓以上」のもの六九・二一を最高とし、又銀行會社員は「九〇圓未満」のもの三二・七五なるを除き「六〇圓未満」のもの一三・七〇を最低とし、収入額の増加に従ひ醫療費は増加し「一〇〇圓以上」のもの五〇・五五を最高としてゐる。

又、醫療費の家計費に對する割合を見れば、官吏及銀行員は四％、教職員は四・四である。

官 公 吏

月 收 別	世 帯 數	世 帯 人 員	一 世 帯 人 員	家 計 費 (年)		醫 療 費 (年)		醫 療 費 / 家 計 費 對 比 (%)
				一 世 帯 當	一 人 當	一 世 帯 當	一 人 當	
六 〇 圓 未 滿	二〇	四二	四・〇	六三・五三	一五・八四	二〇・三八	四・九七	三・三
七 〇 圓 未 滿	八九	三二〇	三・四八	七四六・九六	二二・四五	三〇・五五	八・七七	四・一
八 〇 圓 未 滿	一九七	七六三	三・八七	八三五・〇〇	二二・八七	三〇・七四	七・九五	三・七
九 〇 圓 未 滿	二〇八	七六六	三・七三	九二一・〇三	二四・八七	三七・七三	一〇・一一	四・一
一 〇 〇 圓 未 滿	一六二	七六〇	三・七三	一、〇一六・八〇	二五・八五	四一・六〇	一〇・三〇	四・一
一 〇 〇 圓 以 上	三三	一、二九八	四・〇四	一、二八・五三	三〇・三五	四七・八四	一一・八三	三・九
計	九六六	三、八三七	三・八九	九九七・五九	二五六・三五	三九・四三	一〇・一三	四・〇

教 職 員

月 收 別	世 帯 數	世 帯 人 員	一 世 帯 人 員	家 計 費 (年)		醫 療 費 (年)		醫 療 費 / 家 計 費 對 比 (%)
				一 世 帯 當	一 人 當	一 世 帯 當	一 人 當	
六 〇 圓 未 滿	二	七人	三・五〇	六九二・二八	一九七・七九	八・七六	二・五〇	一・三
七 〇 圓 未 滿	三三	七二	三・〇九	七六〇・〇〇	二四・二〇	四八・四二	一五・六八	六・四
八 〇 圓 未 滿	六三	二〇三	三・三三	八七七・〇八	二五・五八	三三・一一	六・八六	二・七
九 〇 圓 未 滿	八三	二七八	三・三九	九〇四・六五	二六・八四	三七・三八	一・〇三	四・一
一 〇 〇 圓 未 滿	八三	二二四	三・八三	一、〇〇六・三九	二六・八二	三五・七三	九・三三	三・六
一 〇 〇 圓 以 上	一一	四三	三・九〇	一、三三七・二八	三二・一八	六九・二二	一七・七四	五・六
計 (平均)	三六三	一、三〇六	三・六〇	一、〇〇三・八一	二七九・〇一	四四・六三	一一・四一	四・四

銀 行 員

月 收 別	世 帯 數	世 帯 人 員	一 世 帯 人 員	家 計 費 (年)		醫 療 費 (年)		醫 療 費 / 家 計 費 對 比 (%)
				一 世 帯 當	一 人 當	一 世 帯 當	一 人 當	
六 〇 圓 未 滿	二五	八六	三・四四	六四七・二九	一八八・一七	一三・七〇	三・九八	二・一
七 〇 圓 未 滿	二二	三九八	三・五五	七二五・一三	二〇四・〇六	二七・六四	七・七八	三・八
八 〇 圓 未 滿	一六三	六〇五	三・七一	八七七・四三	二二〇・二三	三六・四〇	九・八一	四・五
九 〇 圓 未 滿	二二	七九五	三・七五	九一八・三九	二四四・九〇	三三・七五	八・七三	三・六
一 〇 〇 圓 未 滿	二六	一、〇五九	四・一〇	九九九・五八	二四九・一九	三八・八一	九・六七	三・九
一 〇 〇 圓 以 上	六六	二、〇五	三・七八	一、二二七・一七	三三三・二八	五〇・五五	一三・三八	四・二
計 (平均)	一、四二	五、四四七	三・七九	一、〇三九・七六	二七四・六八	四一・七五	一一・〇三	四・〇

(b) 俸給生活者生計調査(協調會)の結果

月	收別	世帯数	世帯人員	一世帯當人員	家計		醫療費		醫療費ノ家計費ニ對スル割合
					一世帯當	一人當	一世帯當	一人當	
五〇〇圓未滿	未滿	一	二・四三	二・四三	五三・三六	三三〇・八〇	一八・〇〇	七・四四	三・四
一〇〇圓未滿	未滿	六〇	三三三・三〇	三・九二	八七一・九三	三三三・四三	三三・八〇	五・八二	二・六
一五〇圓未滿	未滿	一四九	五七二・二六	三・八二	一,三三〇・七六	三三三・五七	三六・二四	八・四四	三・〇
二〇〇圓未滿	未滿	八二	三九五・二四	四・八二	一,六〇九・三三	三三三・八八	三五・六一	一・五三	三・五
二五〇圓未滿	未滿	四九	三三二・九五	四・五五	二,〇〇一・三六	四三九・八五	五九・一六	一三・〇〇	三・〇
三〇〇圓未滿	未滿	一九	九九・五六	五・二四	二,三三〇・四四	四三三・六五	四一・八八	七・九九	一・九
計	未滿	三六〇	一,五二七・五三	四・三五	一,四〇九・〇四	三三一・五三	四一・五三	九・七七	二・九

本調査は自大正十一年五月六月一ヶ年間の事實に付俸給生活者三六〇世帯一、五二七人に付調査せるものにして、一世帯當四一・五二、一人當九・七七となつてゐる。一世帯當醫療費は「月收二五〇圓未滿」のもの五九・一六を最高とし「二〇〇圓未滿」のもの之れに次ぎ、以下月收の減少するに従ひ醫療費は減少し最低一八・〇〇となつてゐる。醫療費の家計費に對する割合は約三%に當り各收入階級別に見れば「二〇〇圓未滿」のもの最も高く其の割合三・五にして「五〇圓未滿」のもの三・四之に次ぎ他は三%程度である。

更に一ヶ月の醫療費の額により世帯數を分てば、「二十圓以上」のもの六戸、「一五圓以上」のもの七戸、「一〇圓以上」のもの六戸、合計「一〇圓以上」のもの一九戸ありて調査戸數の五%に當り以下額の減ずるに従ひ世帯數は増加してゐる。

収入額及醫療費額別世帯數 (俸給生活者)

醫療費別(月)	月收別	五〇圓未滿	未一〇〇圓	未一五〇圓	未二〇〇圓	未二五〇圓	未三〇〇圓	以三〇〇圓上	計
一圓未滿	金世帯數	一	三三	四四	一九	五	二	九三	五二・八九
一圓以上	金世帯數	一	一七	三三	一五	九	三	七九	一一・五〇
二圓以上	金世帯數	一	三	一九	一〇	五	三	四九	一一〇・八四
三圓以上	金世帯數	一	五	一〇	二	三	二	四六	一六二・七六
四圓以上	金世帯數	一	一	一〇	一	一	一	二八	一一六・八〇
五圓以上	金世帯數	一	一	一	一	一	一	三	二二六・五一
七圓以上	金世帯數	一	一	九	六	四	一	三三	一七八・二四
一〇圓以上	金世帯數	一	一	一	三	三	一	六	七二・六三

本調査は昭和十一年十月六ヶ月の調査にして一世帯當年二六・四三、一人當年六・七二にして、之を職員と家族とに分てば職員は八・六三、家族は六・〇七となつてゐる。

更に年齢階級別に一人當醫療費を觀察すれば「三六—四〇歳」のもの最も高く一〇・一〇にして、之に次くは「三〇—三五歳」のもの九・四二、「二〇—二五歳」のもの八・七四、「五歳迄」のもの八・六四にして、「一一—一五歳」のもの一・九一最も低し。

年齢階級別一人當年醫療費用

年齢階級	職員	家族	平均	年齢階級	職員	家族	平均
五歳迄	八・六四	八・六四	八・六四	四〇歳迄	一五・三〇	九・八六	一〇・一〇
一—五歳迄	四・七六	四・七六	四・七六	三五—三九歳迄	一五・五四	三・八二	六・三〇
六—九歳迄	一・九二	一・九二	一・九二	三〇—三四歳迄	七・七〇	七・六二	七・六四
一〇—一四歳迄	五・三六	五・三六	五・三六	二五—二九歳迄	五・九五	四・七八	四・八五
一五—一九歳迄	九・五二	九・五二	九・五二	二〇—二四歳迄	八・五〇	四・五四	四・五六
二〇—二四歳迄	七・九四	七・九四	七・九四	一五—一九歳迄	八・六三	六・〇七	六・七二
二五—二九歳迄	七・八四	七・八四	七・八四	一〇—一四歳迄	八・六三	六・〇七	八・六三
三〇—三四歳迄	七・八四	七・八四	七・八四	五歳迄	八・六三	六・〇七	八・六三
三五—三九歳迄	七・八四	七・八四	七・八四	平均	八・六三	六・〇七	八・六三
四〇—四四歳迄	七・八四	七・八四	七・八四				
四五—四九歳迄	七・八四	七・八四	七・八四				
五〇—五四歳迄	七・八四	七・八四	七・八四				
五五—五九歳迄	七・八四	七・八四	七・八四				
六〇—六四歳迄	七・八四	七・八四	七・八四				
六五—六九歳迄	七・八四	七・八四	七・八四				
七〇—七四歳迄	七・八四	七・八四	七・八四				
七五—七九歳迄	七・八四	七・八四	七・八四				
八〇—八四歳迄	七・八四	七・八四	七・八四				
八五—八九歳迄	七・八四	七・八四	七・八四				
九〇—九四歳迄	七・八四	七・八四	七・八四				
九五—九九歳迄	七・八四	七・八四	七・八四				
平均	七・八四	七・八四	七・八四				

(d) 社會事業従事者の醫療費調査

中央社會事業協會共済組合に於ては組合員傷痍を受け又は疾病に罹り醫師の診療を受け三圓を超過したる

費用を支拂ひたるときは其の超過部分の二分の一に相當する金額を支給するものであるが其の成績に依れば組合員一人當醫療費は、五・四一にして給與額は二・二四である。

年 度	一人當醫療費	一人當醫療給與金
至自昭和十九年九月	五・五六	二・一七
至自昭和十九年九月	四・八一	二・〇七
至自昭和十九年九月	五・八四	二・四五
至自昭和十九年九月	五・四一	二・二四

(e) 警察共済組合の實績

年 度 別	組 合 員 数	醫 療 金	組合員一人當醫療金	組合員一人當醫療費總額
昭和元年	六〇、九一二	四八三、五二九	七・九四	九・九三
昭和二年	六二、六九四	四六七、四一五	七・四六	九・三三
昭和三年	六三、二二五	五一、四七一	八・〇九	一〇・一一
昭和四年	六三、九九五	五三四、四五六	八・三五	一〇・四四
昭和五年	六三、六二六	六一七、〇九九	九・七〇	一二・一三
昭和六年	六三、六五九	五七六、二八〇	九・〇五	一一・三一

年 度 別	組 合 員 数	醫 療 金	組合員一人當醫療金	組合員一人當醫療費總額
昭和七年度	六五、九一一	五七八、二七九 ^円	八・七七 ^円	一〇・九六 ^円
昭和八年度	六六、六六八	五九八、二三三	八・九七	一一・二一
昭和九年度	六七、七九二	六〇二、七四七	八・八九	一一・一一
昭和十年度	六九、三三一	五四六、三九四	七・八八	九・八五
計 (平均)	六四、七八一	五五一、五九〇	八・五一	一〇・六四

共済組合は道府縣所屬の警部補、巡查及判任官待遇の消防手を以つて組織し、其の財源とする所は毎月組合員の釀出する月俸の百分の二相當額及道府縣の之と同額の給與金にして、組合員傷病に罹りたる時、死亡したる時、廢疾となりたる時、罹災したる時及脱退したる時夫々規定の給付を爲すものにして組合員傷病(齒科の補綴を除く)に罹りたる時は其の醫療に要したる費用の八割を組合より支給するものである。昭和十年度迄十ヶ年間の実績に依れば組合員一人當り醫療費は一〇・六四となつてゐる。

(ロ) 労働者の醫療費

労働者の醫療費調査は(一)昭和六年九月より毎年内閣統計局に於て繼續調査中の家計調査の結果、(二)社會局保險部に於て三府五縣に付調査せる職工生計調査、(三)協調會に於て 自大正十一年六月 至大正十一年五月 一ヶ年間の事實に付調査せる職工生計調査を擧ぐる事を得。

其の結果に依れば(一)の調査に於ては一世帶當三五・九三(一人當八・七七)、(二)の調査に於ては一世帶當三七・五九(一人當七・八一)、(三)の調査に於ては一世帶當三〇・二四(一人當七・四三)にして労働者の一世帶當醫療費は三六、七四程度となつてゐる。

猶健康保險に於ては家族の診療を行はざるも政府の管掌する保險に於ては労働者一人當り八・三八、組合の管掌する保險に於ては一〇・四九程度となつてゐる。

(a) 家計調査(内閣統計局)の結果

月 收 別	世 帯 数	世 帯 人 員	一 世 帯 人 員	家 計 費		醫 療 費		醫療費ノ家計費ニ對スル割合
				一 世 帯 當	一 人 當	一 世 帯 當	一 人 當	
五 〇 未 滿	四七	一六六 ^人	三五三 ^人	五四七・四六 ^円	一五五・〇〇 ^円	二四・七一 ^円	七・〇〇 ^円	四・五%
六 〇 未 滿	三三六	一、二五八	三、七四	六三六・五四	一七〇・〇一	二二・三五	五・九七	三・五%
七 〇 未 滿	八八三	三、四四三	三、九〇	七二二・三六	一八三・六九	二六・三三	六・七三	三・七%
八 〇 未 滿	九八八	三、九七三	四、〇三	七九七・七八	一九八・四四	三〇・七九	七・六六	三・九%
九 〇 未 滿	九六三	三、九八三	四、一四	九〇三・四五	二一八・〇三	三六・四三	八・八〇	四・〇%
一 〇 〇 未 滿	八五八	三、五八八	四・八	九九〇・八五	三三六・九四	四〇・五七	九・七〇	四・一%
一 〇 〇 未 滿	一、二五八	五、四二七	四、三一	一、一四五・九四	二六五・六三	四七・三七	一〇・九六	四・一%
計	五、三三三	二二、八三六	四、一〇	九〇三・三六	二二〇・五九	三五・九三	八・七七	四・〇%

本調査は昭和六年九月より五ヶ年間に於て五、三三二世帶二一、八三六人に付調査せるものにして、一世帶

當三五・九三^円（一人當八・七七^円）である。之を収入額別に見れば大體に於て収入額の増加と共に醫療費も増嵩し「五〇圓未満」二四・七一^円「七〇圓未満」二六・二二^円「九〇圓未満」三六・四二^円「一〇〇圓以上」四七・二七^円となつてゐる。此等醫療費の生計費に對する割合を見るに、平均四%にして「五〇圓未満」のもの四・五%を最高とし、「一〇〇圓以上」のもの四・一%に次ぎ以下収入の減ずるに従ひ其の割合は減少してゐる。

(b) 職工生計調査(社會局)の結果

月 收 別	世 帯 數	世 帯 人 員	家 計 費		醫 療 費		醫療費ノ家計費ニ對スル割合
			一世帯當	一人當	一世帯當	一人當	
三〇圓以上四〇圓未満	五二	三〇〇人	六五・八二 ^円	一五九・五九 ^円	三八・二一 ^円	九・七二 ^円	六・一%
五〇圓未満	一九四	八三七	六五九・〇八 ^円	一五三・七六 ^円	二六・八八 ^円	六・三四 ^円	四・一%
六〇圓未満	三五六	一、五六五	七二六・九五 ^円	一六二・一七 ^円	三三・六四 ^円	七・四四 ^円	四・六%
七〇圓未満	四四五	二、〇〇三	七九一・〇一 ^円	一七五・七四 ^円	三〇・四八 ^円	六・七二 ^円	三・九%
八〇圓未満	四六一	二、一九九	八四六・五三 ^円	一七七・四七 ^円	三九・八四 ^円	八・四〇 ^円	四・七%
九〇圓未満	三八〇	一、八五三	九一四・八六 ^円	一八七・七一 ^円	三九・一一 ^円	八・〇四 ^円	四・三%
〇圓未満	三三三	一、六九三	九八一・二八 ^円	一九二・四三 ^円	四四・四〇 ^円	八・七六 ^円	四・五%
一〇圓未満	一八三	九二二	一、〇三六・六三 ^円	二〇六・三七 ^円	四二・二四 ^円	八・四〇 ^円	四・一%
二〇圓未満	一三三	七三六	一、一六七・二六 ^円	二二〇・九三 ^円	三〇・九六 ^円	五・六四 ^円	二・七%
三〇圓未満	九二	四九八	一、一六九・二六 ^円	二二二・六六 ^円	四六・三三 ^円	八・五三 ^円	四・〇%
四〇圓未満	六三	三五六	一、二五〇・五三 ^円	二三四・四七 ^円	四九・四四 ^円	九・二四 ^円	四・〇%
計	二、七九〇	一三、四二四	八九五・四五 ^円	一八六・一一 ^円	三七・五九 ^円	七・八一 ^円	四・三%

月 收 別	世 帯 數	世 帯 人 員	家 計 費	醫 療 費	醫療費ノ家計費ニ對スル割合
一五〇圓未満	三九	三三三	一、二八四・七四 ^円	四〇・六八 ^円	七・〇八 ^円
一五〇圓以上	六四	三六一	一、三八一・二二 ^円	六〇・六〇 ^円	一〇・八〇 ^円
計	一、〇三三	六六四	二、六六六・九六 ^円	一〇一・二八 ^円	三・八八 ^円

本表は東京、京都、大阪、神奈川、兵庫、長崎、愛知、福岡の三府五縣に付大正十二年二月及三月中の事實に付調査せるものである。
(社會局保險部、職工生計狀態調査)

本調査は東京、京都、大阪、神奈川、兵庫、長崎、愛知、福岡の三府五縣管内の二、七九〇世帯一三、四二四人を選定し大正十二年二月及三月中の事實を社會局保險部に於て収入額別に調査したるものにして、一世帯三七・五九^円(一人當七・八一^円)に當り生計費に對する割合は四・二%となつてゐる。これを収入額別に見れば「四〇圓未満」のもの最も多く六・一%に當り、比較的割合の少なきは「一二〇圓未満」のもの二・七%及「一五〇圓未満」のもの三・二%にして、他は大體に於て四%乃至五%である。

(c) 職工生計調査(協調會)の結果

月 收 別	世 帯 數	世 帯 人 員	一世帯當	家 計 費		醫 療 費		醫療費ノ家計費ニ對スル割合
				一世帯當	一人當	一世帯當	一人當	
五〇圓未満	七	二五人	三・五九 ^円	五〇・七二 ^円	八・〇四 ^円	二・二四 ^円	一・六%	
一〇〇圓未満	一三	五五七	四・三三 ^円	八二九・四四 ^円	一九六・五五 ^円	二二・三六 ^円	二・六%	

月 收 別	世 帯 数	世 帯 人 員	一 世 帯 當 員	家 計 費		醫 療 費		醫 療 費 ノ 家 計 費 對 スル 割 合
				一 世 帯 當 一 人 當	一 世 帯 當 一 人 當	一 世 帯 當 一 人 當	一 世 帯 當 一 人 當	
一 五 〇 〇 未 滿	一 〇 元	四 〇 人	四 〇 人	一、一七、三六	二七六・六三	三三・三三	七・四二	二・七%
二 〇 〇 〇 未 滿	三 三	一三六	四・三三	一、五三、四四	三五〇・七九	四四・四〇	一〇・三三	二・九%
二 五 〇 〇 未 滿	七 七	四〇	五・七五	二、〇三六・八八	三五四・二四	一〇三・二〇	一七・九五	五・一%
三 〇 〇 〇 未 滿	四 七	三二	五・三二	二、五七六・四〇	四八五・二〇	九三・四八	一七・六〇	三・六%
計	三九二	一、三三九	四・〇七	一、〇七、二三	二、六四・六五	三〇・二四	七・四三	二・八%

本調査は 自大正十一年五月 一ヶ年間に於て職工二九一世帯一、二三九人に付調査せるものにして一世帯當三
 〇・二四(一人當七・四三)にして家計費に對し二・八に當り之を收入額別に見れば大體に於ては収入額の増す
 に從ひ醫療費及醫療費の家計費に對する割合は増加してゐる。

更に一ヶ月の醫療費の額により世帯數を分てば、「十五圓以上二十圓未滿」のもの六戸、「十圓以上十五圓
 未滿」のもの八戸合計「一〇圓以上」のもの一四戸ありて調査戸數の五%に當り以下額の減少するに從ひ世
 帯數は増加してゐる。

収入額及醫療費額別世帯數 (職 工)

醫療費別(月)	月 收 別		五〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一五〇圓未滿	二〇〇圓未滿	二五〇圓未滿	三〇〇圓未滿	三〇〇圓以上	計
	金 額	世 帯 數								
一 圓 未 滿	一・五四	六		二九・一五	一七・七三	二・〇五				五〇・四七
一 圓 以 上				四〇・三三	四五・八〇	九・五一	三・〇二			九八・六六
二 圓 以 上			三・一七	四三・九五	三六・三三	二〇・〇四	二・九八			一〇九・一四
三 圓 以 上				二九・六三	二八・三八	九・九六				七四・二六
四 圓 以 上				一六・九三	三四・四三	一三・七九				六五・一五
五 圓 以 上				四五・九三	三二・八一	二二・五九	五・三一			一一二・七二
七 圓 以 上				一七・三五	三二・八一	八・〇一		六・〇八		二五・三六
一〇圓以上				一一・六五	三四・八一	三二・五四	一一・二八			九一・二八
一五圓以上					五三・七三		三六・五九			一〇九・五八
二〇圓以上							一九・二六			
計										

計	月 收 別	
	五〇圓未満	一〇〇圓未満
計	五〇圓未満	一〇〇圓未満
世帯数	四・七二	二三四・九二
金額	二八四・〇二	一一八・四九
	二五〇圓未満	三〇〇圓未満
	六〇・一八	三一・一八
	三〇〇圓未満	三〇〇圓以上
	三一・一八	三・一二
計	七三六・六二	二九二

次に各世帯毎に医療費の家計費に對する割合を觀察すれば、左表の如く「二一%」のもの一戸、「一五%以上二〇%未満」のもの三戸、「一〇%以上一五%未満」のもの五戸合計「一〇%以上」のもの九戸ありて調査戸数の三%に當り、以下割合の減少するに従ひ世帯數を増加してゐる。

医療費の家計費に對する割合別による世帯數

医療費、生計費ニ對スル割合	月 收 別	
	五〇圓未満	一〇〇圓未満
計	五〇圓未満	一〇〇圓未満
一	一	四五
二	一	三一
三	一	一六
四	一	三
五	一	七
六	一	三
七	一	六
八	一	九
九	一	〇
計	一七五	二〇八

計	一〇%以上	一五%以上	二〇%以上
計	七	一三	一〇九
	三	三	三
	七	四	一
	二九二	一三	三

(d) 健康保険の實績

健康保険の医療費は政府の管掌する保険に於ては年度により異なるも、昭和十年度以降齒科診療以外の診療に付被保険者一人當年七・五四四六の割を以て日本醫師會と、又齒科診療に付ては一人當年八・八四の割を以て日本齒科醫師會と契約して居る、従つて其の医療費總額は一人當年八・三八四六となり、又健康保険組合に於ては政府の管掌するものと異り、其の医療契約は人頭式のものあり、定額式のものあり、或は時價式のものありて其の医療費は組合により皆異り昭和十年度に於て全組合平均一〇・四九となつてゐる。毎年度に於て支拂ひたる額を基礎として各年度の一人當医療費を示せば左の如くである。

年 度	政 府	組 合	年 度	政 府	組 合
昭和二年 度	八・五六四	一・三九一	昭和七年 度	八・三八六	一〇・一四六
昭和三年 度	八・一九四	一〇・八二二	昭和八年 度	八・二五七	一〇・一八〇
昭和四年 度	八・四九〇	一〇・八六八	昭和九年 度	八・二二四	一〇・二一七
昭和五年 度	九・三二九	一一・六三五	昭和十年 度	八・二五〇	一〇・四九三
昭和六年 度	八・四九八	一〇・七七九			

(三) 醫師の所得より見たる醫療費

以上は各個人の支出を基礎として醫療費を求めたるものなれど、逆に醫師の所得より之を見れば、昭和三年度に於ける名古屋稅務監督局管内の開業醫師の収入は二八、五三九、〇七四圓（醫師一人當約四、六〇〇圓）又官公立法人病院の収入は三、九六八、二三三圓、合計三二、五〇七、三〇七圓にして之れを當時の人口に割当てれば人口一人當三・二六となり、又京都市在住醫師に付き、昭和四年以降五ヶ年間の調査せる結果に依れば、醫師一人當り所得は約四、三〇〇圓（入院を除く）にして人口一人當三・五〇となつてゐる。

名古屋稅務監督局管内

縣別	醫師數	醫療報酬收入		計	醫師一人當	人口一人當
		開業醫師	官公立法人病院			
新 潟 縣	1,018人	5,309,337円	1,026,407円	6,335,744円	6,283円	3,430円
長 野 縣	1,001	4,000,542円	91,115円	4,091,657円	4,026円	2,926円
岐 阜 縣	696	2,733,031円	225,369円	2,958,400円	4,240円	2,110円
靜 岡 縣	1,012	4,222,228円	127,794円	4,350,022円	4,266円	3,000円
愛 知 縣	1,220	7,227,122円	1,023,115円	8,250,237円	5,537円	3,766円
三 重 縣	726	3,271,543円	444,075円	3,715,618円	5,124円	3,499円
計	7,180	28,539,074円	3,968,233円	32,507,307円	5,224円	3,526円

備考 昭和三年度名古屋稅務監督局管内の所得稅關係に付調査せるものである。

京 都 市

年次	會 員 數	總 收 入 額	會員一人當收入額	人口一人當
昭 和 四 年 度	624人	2,980,000円	4,800円	3,950円
昭 和 五 年 度	653	3,024,000円	4,600円	3,950円
昭 和 六 年 度	771	3,580,000円	4,600円	3,660円
昭 和 七 年 度	827	3,056,000円	3,700円	3,050円
昭 和 八 年 度	839	3,181,000円	3,800円	3,100円
平 均	743	3,164,000円	4,300円	3,500円

備考

一、京都市在住會員（京都府立醫科大學附屬醫院勤務者を除く）に付調査せるものである。

二、總収入額は醫業に關する所得申告額の倍額とせるものである。

三、醫業に關する所得申告額千二百圓以下の會員は平均年收九百圓と推定計算せるものである。

三、醫療費の内譯

(一) 病 類 別

昭和六年日本醫師會調査に依る病類別統計に依り政府の管掌する健康保險の療養の給付費（齒を除く）を病類別に示せば次の通りである。

病類別に依る醫療費内譯

種別	費用額	百分率
新陳代謝及全身病	三五一、〇六一	六・〇%
傳染病及流行病	八六、八四八	一・五%
循環器及血液血管病	三五、七八三	〇・六%
呼吸器病	一、三七九、二八三	二・三%
消化器病	一、一六一、九六七	一九・八%
泌尿器病	四二七、六七〇	七・三%
泌尿系病	二四六、八一四	四・二%
神經系病	三九、七〇一	〇・七%
骨及骨膜炎關節病	一一二、一七一	一・九%
皮膚病	四七六、〇八七	八・一%
耳鼻咽喉病	二六三、六四八	四・五%
眼疾	八〇六、〇七二	一三・七%
外傷	四五六、九二七	七・八%
畸形		
妊娠及分娩	二二、七九四	〇・四%
其他	五、八六六、八二六	一〇〇・〇%

備考 本表は「昭和六年度健康保険被保険者病類別統計表」に依る。

以上に見る如く傷病の大分類に依れば呼吸器病に要する費用額最高を占め、全費用の二三・五に當り、消化器病に要する費用額之れに次ぎ全費用の一・九・八を占め、その他眼疾に要する費用額一三・七皮膚及び筋肉病八・一等の順序である。

更に以上の醫療費の内多額を要する特殊の疾病を抽出し列擧すれば大體左記の疾患である。

種別	醫療費	醫療費總額ニ對スル割合	種別	醫療費	醫療費總額ニ對スル割合
脚氣	三三三	五・五%	胃腸カタル	八一八	一三・九%
感冒	四二六	七・二%	トハラム	三一九	五・四%
氣管支炎	三五一	四・二%	結核	三〇五	五・二%
肺結核及肺炎カタル	二〇〇	三・四%	花柳病	一九五	三・三%
肋膜炎	一七六	三・〇%			

以上は健康保險の實績であるが、警察共済組合に於ける實績を示せば左の如くである。

種別	百分率	種別	百分率
全身病	五・四%	消化器ノ疾患	二〇・九%
傳染病及流行病	一二・九%	泌尿生殖器ノ疾患	七・四%
血行器ノ疾患	八・五%	神經系及感覺器ノ疾患	一五・一%
呼吸器ノ疾患	一九・四%	皮膚及皮下組織ノ疾患	四・七%

種別	百分率	種別	百分率
骨及運動器ノ疾患	四・四%	計	一〇〇・〇%
外因死(公傷ヲ含まズ)	・六%	其他	・七%

(二) 診療方法別

以上は病類別に依る醫療費の内譯であるが、更に醫療費を診療の内容に依つて區分する時は左表の如くであつて、一般診療に在つては費用の最も多額なるは藥治料にして、全體の四六・七%に當り。之れに次ぐは處置料の二三・四%、診察料一三%等である。又齒科診療に在つては費用最も多きは一般診療と同様藥治料にして全體の三二・六%を占め、之れに次ぐは充填料二七%、補綴料の二二・二%である。

診療方法に依る醫療費内譯

(イ) 一般診療

種別	費用額	被保險者一人當年費用	百分率
種別			
診察料	一、八一三	・八九六	一三・〇%
藥料	六、五一二	三、二一九	四六・七%
注射料	五、六五	・二八〇	四・一%
計	一三、二六二	一、六一三	二三・四%

種別	費用額	被保險者一人當年費用	百分率
處置	三、二六二	一、六一三	二三・四%
異物摘出	一五〇	・〇七四	一・一%
外科治療	四一	・〇二〇	〇・三%
物理治療	一三〇	・〇六四	〇・九%
手術療法	八五	・〇四二	〇・六%
入院料(手術以外ノ一切費用ヲ含ム)	三〇八	・一五二	二・二%
検査料	一、〇三六	・五一二	七・四%
計	一三、九三七	六、八九〇	一〇〇・〇%

(ロ) 齒科診療

備考 本表は昭和二年調査の結果に入院を加へ推算せるものにして費用額は昭和十年度分を示す。

種別	費用額	被保險者一人當年費用	百分率
初診料	一〇一	・〇五〇	六・六%
藥料	四九四	・二四四	三二・六%
處置料	一四	・〇〇七	・九%
拔牙料	一六三	・〇八〇	一〇・七%
充填料	四〇九	・二〇二	二七・〇%
補綴料	三三七	・一六七	二二・二%
計	一、五一八	・七五〇	一〇〇・〇%

備考 本表は昭和四年—昭和七年の實績に依り推算せるものにして費用額は昭和十年度分を示す

右は健康保険の被保険者約二百萬人に對する実績に基くものであるが、更に警察共済組合の実績を示せば左表の如くである。

警察共済組合の醫療費額及其の内容

年 度	診察料	薬 價	手術料	處置料	入院料	看護料	計
昭和五年度	二六、五七七円	二六、八二二円	三〇、〇〇〇円	五八、二六〇円	三三、〇七三円	一五、七三三円	二四一、七五〇円
昭和六年度	一九、九九二	二五、〇六八	三三、〇一〇	五七、〇一〇	三三、八二四	三三、五七七	二四一、六六七
昭和七年度	一八、六八六	二五、四九一	三三、〇三三	五五、一六八	三三、八二三	三三、一〇九	二四一、二七七
昭和八年度	二〇、一七一	二四、九七〇	三三、〇三〇	六三、三三三	三三、一六九	三三、七六四	二四一、六七一
昭和九年度	二〇、〇二六	二四、九三〇	三三、〇〇〇	六六、四六六	三三、〇二八	三六、九四二	二四五、五四二
昭和十年度	二〇、一七二	二四、八七二	三三、〇三九	五三、七九八	三三、二九四	二八、九六七	二四五、〇三二

備考 本表の左側の数字は百分率を示す。

右に依り醫療費の内容を見るに其の百分率は、毎年度幾分の差異はあるが大體に於て變化なく、薬價が醫療費の首位を占め處置料が之に次いでゐる事は前表の健康保険の実績と同様である。

猶ほ中央社會事業協會に於ける共済部の実績に依れば左の如くである。

中央社會事業協會共済部の実績

種 別	診察料	薬 價	手術料	處置料	注射料	入院料	其ノ他	計
自昭和九年十月 至昭和十年九月	二五、九二四円	二七、四三二円	四、五五五円	三三、三三三円	五、〇一〇円	二、〇一八円	一、三三八円	五、六三三円
自昭和十年十月 至昭和十一年九月	二六、七	九、三九	三、七〇	三、七六	一、〇一四	一、六二〇	一、〇九八	五、六六四
自昭和十一年十月 至昭和十二年九月	二六、八	一、一〇八	六、二	五、五四	一、四七三	二、〇四六	一、四九三	七、八七二
平 均	二五、八	二七、八	四、五	三三、三	五、〇	二、〇	一、三	五、六

備考 本表の左側の数字は百分率を示す

四、醫療料金

一七〇

(一) 一般醫療料金

一般醫療の醫療料金は、地方の事情、醫療技術の難易等に依り、一應郡市區醫師會に於て料金規定を作成して居るが、之は何圓以上何圓迄の如く或は單に何圓以上の如く大體の標準を示したものであつて之を各醫師毎に觀察すれば其の料金は千差萬別である。昭和十一年二月社會局に於て各地方（郡市區を原則とするも此の區域に依らざるものもある）醫師會規定料金並當該地方に於ける醫師が實際に一般患者から徴しつゝある診療料金に付全國道府縣をして調査せしめた結果に基き之を觀察すれば次の如くである。

初診料は全國から觀て「 $\cdot 50$ 」として規定したるもの六六地方を算し、調査地方全數の約一九%に當り最高を占め之に次ぐは「 $\cdot 50$ 以上」として規定したるもの三七地方である。實際料金から觀ても「 $\cdot 50$ 」は八八地方（二五%）を示し首位にあり、之に次ぎ比較的多數を占めて居るのは「 $\cdot 30$ 」で三三地方である。此の外適宜に定められる地方又は無料の地方も若干存する。

往診料は規定並實際料金共に最低「 $\cdot 20$ 」より最高「 $50-500$ 」に及び其の間實に九〇種別あり極めて區々に定められて居る。右の内規定料金の第一位を占めて居るのは「 1000 」で三五地方（九%）あり、之に次ぐは「 $1000-5000$ 」の三四地方「 500 」の二七地方である。之に對し實際料金は「 1000 」のもの六三地方（一七%）で規定料金同様第一位を占め「 500 」の六一地方「 $500-1000$ 」の二四地方の順となつて居る。而して農村に於て醫師の往診を求むるに不便なる處では料金は可成り高額となつて居る。昭和九年五月社會局農村醫療狀況實地調査に依れば、茨城縣山間部に位する某村では隣村からの往診料は一回三圓乃至五圓となつて居り、重病の際二里半離れた某町から醫師の往診を求める時は一回十圓となつて居る。青森縣某村では一里離れた町から醫師を呼ぶのに一回三圓乃至五圓を要し、新潟縣某村では三十町離れた所からの往診料は普通一回三圓、積雪季四圓五十錢となつて居る。

内服薬は一日一劑「 $\cdot 25$ 」として規定したるもの八四地方（二三%）を占め「 $\cdot 25$ 以上」のもの四九地方「 $\cdot 20$ 」のもの二三地方である。實際料金から觀ても「 $\cdot 25$ 」は九九地方（二七%）で第一位を占め、之に次ぐは「 $\cdot 20$ 」の八二地方（二二%）である。

頓服薬は規定料金「 $\cdot 15$ 」のもの六二地方（一七%）を占め、之に對し實際料金「 $\cdot 15$ 」のもの八一地方（二二%）之に次ぐは「 $\cdot 10$ 」の六一地方「 $\cdot 20$ 」の五五地方である。

外用薬は「 $\cdot 20$ 」として規定したるもの四九地方（二三%）に對し實際「 $\cdot 20$ 」を徴して居る地方は一〇一地方（二八%）である。

處方箋料は規定及實際料金から觀て最低「 $\cdot 24$ 」最高「 1000 」迄の間に於て規定並實際共「 100 」のもの最も多く規定せるもの六二地方、實際此の料金を以て處方箋を交付して居るのは一四二地方（四三

%)を占めてゐる。

一七二

以上は郡市區醫師會の規定料金及實際料金の概要であるが醫療料金は常に全部收入すること困難にして、昭和九年東京市四谷區醫師會の調査に依れば未收入割合は約一割に當り、又昭和七年岡山縣醫師會の調査に依れば市部は四谷區と同様であるが、郡部は二割四分となつて居る。

而して一般開業醫に於ては、大體其の料金は昭和七年日本醫師會の議決に依り、一點單價を二十錢乃至五十錢として調定せられた點數計算表に基き、種々の事情を斟酌して郡市區醫師會に於て適當に定められて居るのを普通とするが、健康保險及國民健康保險類似組合等にありては、支拂を確保せらるゝ爲概して醫療料金は低廉となつて居る。例へば健康保險に於ては一般醫療は一點(例へば内服藥一日一劑)十五六錢程度であり、又簡易生命保險に於ては實際料金の二割乃至三割引、國民健康保險類似組合の内岐阜縣大湫村、愛知縣大森、熊本縣中村等は規定料金の二割引又埼玉縣越ヶ谷町、愛知縣一宮村及形埜村に於ては大體一點十五錢を以て契約して居る。

醫療利用組合に於ては産業組合中央會の調査に依れば、七二組合の内一日一劑を十五錢とせる組合最も多く二三組合あり、十錢とせる組合一四其の他二十錢以下としてゐる組合は合計二二ありて一般規定料金より低額な料金にて經營されて居る。

(二) 齒科醫療料金

日本齒科醫師會に於て各郡市區齒科醫師會規定料金を三十府縣に付調査(昭和十一年)せる結果に基き、料金の大體を観察すれば次の通りである。

初診料は「五〇錢」及「一圓以上」のもの各六縣あり、最低「三〇錢」最高「五圓」迄である。治療料は「三〇錢—一圓」のもの八縣を占め「三〇錢以上」のもの五縣之に次ぎ、最低二〇錢最高一圓である。拔牙は「一圓—一〇圓」のもの四縣、最低「五〇錢」最高「三〇圓」迄である。金鈎は「二圓—五圓」のもの四縣、最低一圓五〇錢最高三〇圓程度、陶齒冠繼續は「五圓—一五圓」のもの五縣、「三圓—三〇圓」のもの三縣、最低二圓最高五〇圓である。金冠は小白齒に付ては「八圓—二〇圓」のもの五縣、「二〇圓以上」のもの三縣、最低五圓最高三〇圓程度、大白齒に付ては「八圓—二〇圓」「一〇圓—二〇圓」「一〇圓—二五圓」のもの各三縣あり、最低は六圓最高は四〇圓程度である。充填に付てはゴム充填「五〇錢」のもの九縣、セメント充填「一圓—二圓」のもの八縣、アマルガム充填「一圓—三圓」「一圓五〇錢—三圓」のもの各六縣あり、ゴム床義齒は一齒に付「二圓—五圓」のもの六縣、最低一圓最高五〇圓程度である。

一般醫療料金

(一) 初診料

三〇	二五	二五	二四	二〇	二〇	料 金 種 別
三〇	三〇	七五	〇〇	〇〇	〇〇	市 部
—	—	—	—	—	—	郡 部
—	—	—	—	—	—	合料規 計金定
—	—	—	—	—	—	合料實 計金際
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	料 金 種 別
五〇	二〇	一〇	一〇	五〇	五〇	市 部
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	郡 部
—	—	—	—	—	—	合料規 計金定
—	—	—	—	—	—	合料實 計金際

(二) 往診料

四五	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	三〇	料 金 種 別
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	市 部
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	郡 部
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	合料規 計金定
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	合料實 計金際
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	料 金 種 別
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	市 部
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	郡 部
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	合料規 計金定
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	合料實 計金際

三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	料 金 種 別
八〇	六〇	五〇	四〇	三〇	二〇	一〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	市 部
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	郡 部
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	合料規 計金定
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	合料實 計金際
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	料 金 種 別
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	市 部
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	郡 部
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	合料規 計金定
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	合料實 計金際

